

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な高齢化が進む中、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・歯周病等に代表される生活習慣病の割合が増加しており、生活習慣病予防や重症化予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などにより、健康寿命の更なる延伸や生活の質の向上を実現するための取り組みが一層求められています。

国では、平成25年度から「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等を健康増進の推進に関する基本的な方向として掲げた「21世紀における第2次国民健康づくり運動」（健康日本21（第2次））（以下「健康日本21（第2次）」という。）により、国民の健康づくりを推進しています。また、「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日を送れることを目標とした「スマート・ライフ・プロジェクト」も推進されています。

食育の推進については、健全な食生活の実践を通じた健康寿命の延伸や、食料の生産から消費に至る持続可能な食の循環などの各課題に取り組む「第4次食育推進基本計画」が令和3年度から施行される予定です。

このような中、国の「健康日本21（第2次）」を受け、埼玉県では平成31年度を初年度とし、「誰もが、健康で、生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」の実現を目指します」を基本理念とした「埼玉県健康長寿計画（第3次）」を定めており、食育分野においては、「食育で豊かな健康づくり」を基本理念とした「埼玉県食育推進計画（第4次）」が策定されています。

また、埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例第6条に基づき、県の歯科口腔保健の推進に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するため、「埼玉県歯科口腔保健推進計画（第3次）」を策定しています。

さらに現在、高齢化・人口減少が進んでも、地域住民が「健幸^{※1}」に暮らせる「まち」、いわゆる“スマートウエルネスシティ”が提唱されています。

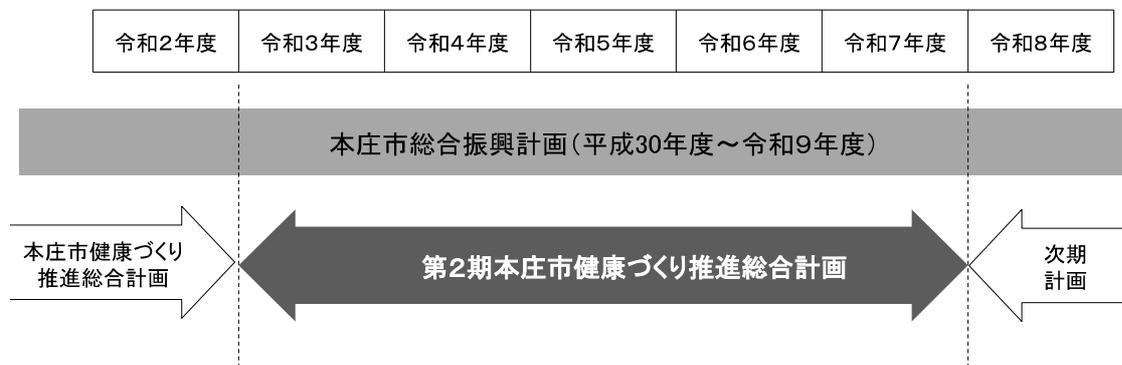
本市においては、「本庄市総合振興計画後期基本計画（平成25年～平成29年度）」の政策である「子どもからお年寄りまで、健やかで安心して暮らせるまち」を達成するため、平成28年3月に「本庄市健康づくり推進総合計画」を策定し、「健康寿命の延伸と生活の質の向上」を基本理念とし、3つの施策の柱で健康づくり施策を推進してきました。

本計画は、「本庄市総合振興計画（平成30年度～令和9年度）」と整合を図るとともに、感染症等による新しい生活様式の実践や、「健幸」に暮らすことができる「まち」の実現を目指し、令和3年度を初年度とする「第2期本庄市健康づくり推進総合計画」を策定するものです。

※1 健幸：身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安全安心で豊かな生活を送れること

第2節 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5カ年計画とし、計画最終年度に評価と見直しをします。ただし、社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、随時見直すこととします。



第3節 計画の位置づけ

「第2期本庄市健康づくり推進総合計画」は、市政の基本方針となる「本庄市総合振興計画」を上位計画とし、健康づくりの推進にかかる分野を具体化したもので、以下のとおり、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」の3つの計画を包含しています。

- 「健康増進計画」：健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画
- 「食育推進計画」：食育基本法第18条に基づく市町村の食育推進計画
- 「歯科口腔保健推進計画」：歯科口腔保健の推進に関する法律、本庄市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づいた計画

